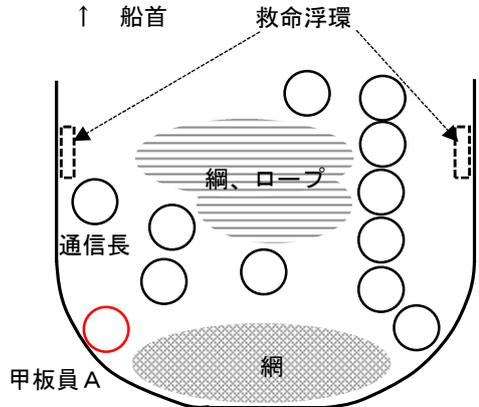


## 船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

<b>事故種類</b>	乗組員行方不明
<b>発生日時</b>	令和5年3月10日 05時40分ごろ（日本時間）
<b>発生場所</b>	北太平洋 （概位 北緯32°04.0′ 東経173°15.0′）
<b>事故の概要</b>	漁船第八拾八正進丸は、操業中、甲板員1人が落水して行方不明となった。
<b>事故調査の経過</b>	令和5年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八拾八正進丸、494トン 128912、株式会社丸吉（A社） 51.60m (Lr) × 9.10m × 4.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和60年7月 （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div>
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 65歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和57年4月13日 免状交付年月日 令和元年11月12日 免状有効期間満了日 令和7年3月22日 漁労長 72歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和51年4月2日 免状交付年月日 令和元年11月14日

写真1 本船

	免状有効期間満了日 令和7年5月11日 通信長 43歳 甲板長 63歳 甲板員A（フィリピン共和国籍） 34歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧雨、風向 東、風速 約10m/s、視程 約1km 海象：波高 約1m、うねり 約3m、水温 約17℃ 日出時刻：03時44分ごろ（日本時間）
事故の経過	<p>本船は、船長、漁労長、通信長、甲板長及び甲板員Aほか18人（日本国籍6人、フィリピン共和国籍12人）が乗り組み、令和5年3月3日青森県八戸市八戸港を出港し、3月9日八戸港東方沖約1,600海里の漁場に到着した。</p> <p>本船は、3月10日05時20分ごろ（日本時間、以下同じ）、遠洋底刺し網漁の操業を始め、約7ノットの対地速力で移動しながら、甲板員Aほか乗組員11人で船尾甲板からの投網作業を行っていた。（写真2及び図1 参照）</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 船尾部</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図1 船尾部での作業時の配置</p> </div> </div> <p>※○印は乗組員</p> <p>甲板員Aは、左舷船尾端で右舷方を向き、高さ約90cmのブルワークに右の下半身を付けて、塩化ビニール製の手袋を着用した両手で網を持ち、船外へ送り出していたところ、05時40分ごろ、ブルワークを乗り越えて網と共に船外へ投げ出された。</p> <p>船尾部で投網作業を行っていた通信長及び甲板長は、甲板員Aが船外へ投げ出された様子を目撃し、通信長が直ちに、左舷船尾部の壁面に設置されたロープ付きの救命浮環を取り出し、甲板員Aに向かって投げ入れたものの、届かなかった。</p>

	<p>通信長は、船橋で操船していた漁労長に甲板員Aが左舷船尾部から落水したことを報告し、漁労長は本船を旋回させた。</p> <p>通信長は、投網作業中の網をナイフで切断し、船橋前面に設置されたロープ付きの救命浮環を取り出し、右舷中央部の舷門付近から、甲板員Aに向かって投げ入れたものの、届かなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、ヘルメット、カップ、作業用救命衣（ベスト型・固型式・股紐なし）及び長靴を着用していたが、落水後、泳ごうとして、カップと長靴を脱ぎ、その際、作業用救命衣を一度脱いで、再び着用していた。</p> <p>甲板長は、05時50分ごろ、本船上で通信長の保持する腰縄を装着して、本船から約30mの海上に浮かんでいた甲板員Aに向かって泳ぎ、06時00分ごろ、甲板員Aを抱きかかえ、通信長等の乗組員が甲板長の腰縄を引き寄せて、甲板員A及び甲板長を本船の右舷中央部の舷門のそばまで移動させた。</p> <p>通信長は、既に意識がないように見えた甲板員Aを本船上に引き揚げるためのロープを甲板長へ渡そうとした際、甲板長の手から甲板員Aが離れ、甲板員Aは、着用していた作業用救命衣がすり抜けるように脱げ、海中に沈んだ。</p> <p>その後、甲板長は船上に引き揚げられ、本船の乗組員が船上から甲板員Aの捜索を行ったものの、甲板員Aを発見することはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、本船、付近にいた日本籍漁船1隻、アメリカ合衆国コーストガードの航空機及び監視船による捜索が3月13日まで行われ、引き続き17日15時まで本船による捜索が続けられたものの発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、平成25年2月からA社所属船に乗船し、約10年の底刺し網漁の経験があり、操業時には本船で甲板作業（投網、揚網及び漁獲物整理等）及び航海当直を担当していた。</p> <p>甲板員Aは、身長約168cm、体重約67kgであった。</p> <p>通信長は、甲板員Aが落水したのは、投網作業中に手袋が網に引っ掛かって脱げなかったのではないかと思ったが、甲板員Aが船外へ投げ出された状況を目撃した乗組員はいたものの、手袋を網に引っ掛けて脱げない状況を目撃していた乗組員はいなかった。</p> <p>甲板長は、甲板員Aを抱きかかえ、本船の右舷中央部の舷門のそばまで移動した頃には救助作業で疲れ、自身の行動について記憶していなかった。</p> <p>「船員の低体温症対策ガイドブック（2017年2月第一版発行、編集者 国際条約に対応する船員訓練等に関する調査研究専門委員会、発行所 一般財団法人海技振興センター）」によれば、水温が15℃～</p>

	<p>20℃の場合、人が水中で意識不明となるまでの時間は2～7時間、生存可能な時間は2～40時間である。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし 不明</p> <p>甲板員Aは、行方不明となった。</p> <p>甲板員Aは、本船が北太平洋において遠洋底刺し網漁の投網作業中、左舷船尾部甲板から落水したものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、投網作業中に手袋が網に引っ掛かって脱げず、網と共に落水した可能性が考えられるが、甲板員Aが行方不明となり、落水に至る詳しい状況を目撃した者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、北太平洋において遠洋底刺し網漁の投網作業中、甲板員Aが、左舷船尾部甲板から落水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>A社は、本事故後、乗組員に対し、作業前にヘルメット、安全作業着の着用を徹底すること等を確認した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、投網作業を行う際は、手袋などが網に引っ掛からないよう注意して作業に当たること。</li> <li>・乗組員は、落水後、カップや長靴を着用したまま、体力を消耗しないよう浮いて救助を待つことが望ましい。</li> <li>・乗組員は、作業用救命衣が脱げないよう、身体に密着させ、股紐のあるものを着用することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

